

“合宿”による若者と地域のつながりづくり推進事業（自転車合宿）業務委託に関する仕様書
【プロポーザル用】

1 業務名

“合宿”による若者と地域のつながりづくり推進事業（自転車合宿）業務

2 委託業務の目的

ナショナルサイクルルートの指定を目指す浜通り地域では、自転車を活用した地域づくりが活発になっている。

当局で令和4年度から取り組んだ大学自転車部等の合宿誘致においては、競技層からライト層まで幅広く合宿誘致を行い、新規合宿拠点やルートの開拓、地域住民との交流の場を設けるなど取り組みを広げ、令和6年度までの間に延べ550人泊を超える合宿を誘致した。

本事業では、これまでの実績を元に自転車合宿を県外大学生のいわき地域への誘客コンテンツの一つとして活用し、いわき地域に拠点を置く企業や地元の地域団体等との交流の機会を設けることで、いわき地域での自転車合宿の実施により一層の魅力を感じてもらうとともに、企業と学生の相互理解並びに地域団体等による地域振興の強化促進を通して、いわき地域に活力をもたらす機会を創出することを目的とする。

3 委託業務期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日（火）までの期間

4 委託業務の内容

（1）新規団体等合宿誘致活動

ア 合宿実施団体の新規開拓

（ア）過去に当局事業による合宿の実施実績のない自転車を使用した活動を行う大学公認のサークル又は部活動等の団体（以下「大学公認自転車団体等」（※1）という。）を主な対象として、自転車合宿（※2）の誘致活動に取り組むこと。誘致活動は、実施実績のある団体（別表1参照）にはメール・電話・文書等による方法で延べ20校以上、合宿の実施実績のない団体には訪問による方法で延べ8校以上行うこと。

（イ）合宿誘致活動に必要なプレゼン資料（ルート、宿泊施設・周辺情報、交流会案内等）等の作成及び印刷を行うこと。

（ウ）合宿向けルートの案内を行うとともに、学生等からの相談に応じること。

※1 大学公認自転車団体等とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第1条で定める大学（短期大学を含む）及び高等専門学校が公認する、自転車での走行を主たる活動内容とする部活動や団体等をいう。

※2 大学公認自転車団体等に所属する学生及び指導者等関係者が当該団体の活動の一環として自転車での走行を主たる活動内容とする合宿とする。

※3 （イ）、（ウ）については、適宜いわき市公認サイクリングガイド等の有識者から意見等をもらいながら進めること。

（2）自転車合宿参加学生と地元企業又は地域団体等との交流会の実施及び支援金の交付

本事業により実施される全ての合宿において、ア又はイの交流会（以下「交流会」という。）を合宿期間中に実施出来るよう調整すること。

また、自転車合宿に参加した学生が交流会に参加する場合は、別表2により支援金を交付することとし、支援金の交付に係る受付及び支払事務等を行うこと。

ただし、支援金の総額は契約金額の2割以下とすること。

ア 学生と企業の交流会

自転車合宿参加学生といわき市内に本社、営業所若しくは生産拠点等を有する企業による交流会を10回以上企画・運営を行うこと。

交流会は、就職活動・採用活動の前段階で、企業と学生の相互理解を目的として、「就職」や「働き方」等をテーマとした座談会形式等の話しやすい雰囲気で行うものとする。

なお、交流会への参加企業は発注者と協議の上選定し、交流会の趣旨について、参加企業に対し事前に訪問又はメール等により十分に説明を行った上で調整を進めること。

イ 地域団体等との交流会の実施

いわき市内で活動する地域団体又は地域住民等と自転車合宿参加学生との交流会や、市内の学校に所属する児童・生徒と自転車合宿参加学生との交流会などを2回以上企画・運営を行うこと。

交流会は、合宿に来た学生がいわきの魅力を味わい体験することができ、地域との繋がりづくりに資するものとし、実施内容については、交流会参加団体及び自転車合宿参加学生等と調整の上で柔軟に対応すること。

(3) 交流会参加企業、地域団体等の掘り起こし、リスト化

(2) のア、イの交流会への参加を希望する企業や地域団体等について、事前に調整の上掘り起こしを行い、一覧化すること。

一覧化の際は、アの交流会への参加を希望する企業は交流を希望する学生の層（文系・理系、専攻内容、地域等）について、イの交流会への参加を希望する地域団体等は実施する会の内容についても、それぞれ一覧化すること。

※4 上記（1）～（3）については、発注者との協議の上で進めていくこと。

5 成果品

実績報告書（正本・副本1部ずつ）

6 提出書類

受注者は、委託契約書に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 統括責任者通知書（仕様書様式第1号）
- (2) その他、発注者が業務の確認に必要と認める書類

7 統括責任者

受注者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

8 事業実施にあたっての打合せ

受注者は、本業務の期間において、発注者との間で随時打合せを行うものとする。また、関係機

関への説明及び連絡・調整については、発注者と連携して行うこと。

9 その他

- (1) 受注者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議し、発注者の承認を得ること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。
- (3) 業務の一部を第三者へ再委託する場合には、再委託先、金額、業務体制などを発注者に申告し、了解を得ること。また、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。
- (4) 個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。
- (5) 本事業により作成した広報動画及び取材による録画映像、録音した音声、撮影した写真等の著作権は、すべて発注者に帰属することとし、一切のデータ等を発注者に納品すること。